

B. 川崎支部会則

東京都市大学校友会川崎支部規約

2020.02.26（水）改定

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は平成23年3月8日に設立し、東京都市大学校友会（以下校友会と称する）川崎支部という。

（目的）

第2条 本会は、会員相互の親睦を厚くし、校友会の組織を充実させるとともに、会員の教養の向上及び東京都市大学との関係を密にし、連携を強化することで、東京都市大学の事業を援助する。

（事務室）

第3条 本会は事務室を次の2カ所で行う。

総務事務室を支部長宅に、会計事務室を会計宅におく。

（事業）

第4条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 支部総会の開催
- 二 役員会の開催
- 三 校友会事業の援助
- 四 地域社会に貢献する事業
- 五 母校学生への支援事業
- 六 親睦会その他適正と思われる事業

第2章 会員

（会員資格）

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- 一 正会員
- 二 準会員
- 三 賛助会員
- 四 学生会員

（会員区分）

第6条 会員の区分は、次の各号による。

- 一 正会員: 川崎市近郊に在住する校友会の正会員
- 二 準会員: 次の各号に定める者を準会員とする
 - (a) 川崎市近郊に居住する東京都市大学あるいは武蔵工業大学の教職員または退職教職員で本会の趣旨に賛同する者
 - (b) 川崎市近郊に居住し、本会の趣旨に賛同する者

三 賛助会員: 川崎市に事業所を置く企業・団体で、本支部の趣旨に賛同するもの

四 学生会員: 東京都市大学各学部または大学院に在籍し、本会に協力する者

五 既に正会員である者は、新たに学生会員になることはできない。

(会費)

第7条 会員は、所定の会費を納入するものとする。

2 会費に関する事項については、別に規約をもってこれを定める。

(届出)

第8条 会員は、その住所、氏名および職業を変更した時は、速やかに本会に届け出るものとする。

(慶弔)

第9条 支部役員が災害・障害、本人または配偶者の喪失、その他役員会で決定した場合は、見舞金等として応分を支給することができる。

2 緊急時は支部長の判断に委ね、相応額を支給し、役員会で確認をするものとする。

第3章 役員

(役員構成)

第10条 本会に、次の役員をおく。

一 支部長 1名

二 副支部長 1名以上

三 幹事 若干名

四 会計1名

五 会計監査 2名

六 その他本会が必要と認める役員

2 本会は、次の各号に定める事項に異動または変更が生じたときは、校友会本部に届け出るものとする。

一 支部長、副支部長およびその他の役員

二 事務所の所在地

(役員職務)

第11条 役員職務は、次のとおりとする。

一 支部長は、会務を統括し、会を代表する。

二 副支部長は、支部長を補佐し、支部役員会の決定に基づき、会務を執行しその責任を負う。状況に応じた作業分担をし、必要に応じて、幹事、会計及び会計監査に会務の執行を分担させることができる。

三 役員は、支部長を補佐し、会の運営に携わる。

四 会計は、支部に関わる会計を校正明瞭に執行する。

五 会計監査は、会計を監査する。

六 第10条六項による役員は、支部運営に際し、適正な助言を与える。

(役員を選出方法)

第12条 役員は、次の方法により選出する。

一 役員は総会において正会員の中から選任する。

(役員任期)

第13条 役員任期は原則2年とする。ただし再任を妨げない。また役員に欠員を生じた場合の補充者は支部長が任命する。

2 補充者の任期は前任者の残任期間とする(会計年度)。

(役員補充)

第14条 役員に増員が必要なときは、第12条の規定に基づき、補充する。この場合の任期は、次の改選期までとする。

第4章

(会議)

第15条 本会は次の会議を行う。

一 支部総会

二 役員会

(支部総会)

第16条 支部総会は本会の最高意思決定機関である。

一 毎年1回は開催する他、必要に応じて臨時総会が開催できる。

二 電磁的方法(インターネット等)による総会の開催を軸とする。

三 文書とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による最後の議決権行使を有効とする。

四 役員改選時には、役員を承認する。

五 事業報告、会計報告、監査報告、事業計画案、予算案を承認する。

六 本支部規約の改廃。

七 支部総会の議決は出席正会員(委任状有効)の過半数の賛同により決するものとする。

八 支部総会の定足数は委任状(メール可)を含め正会員の5分の1以上とする。

第17条 役員会は支部長が招集し、第14条に定める役員で構成し、本支部の計画、執行機関である。

一 第4条に掲げる事業の計画と実施。

二 支部長及び幹事の選任。

三 予算、決算、ならびに重要事項の策定。

四 規約の変更および改廃案の策定。

五 実施要員が必要とされる場合の、事業別事業幹事の選任。

六 その他この会の運営に関する重要事項。

2 役員会は、出席者の過半数をもって決議する。

第5章 会計

(会計年度)

第18条 本支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第19条 本支部の経費は、会費、寄付金、校友会本部の支援金等をもって支弁する。

(運営資金積立金)

第20条 毎会計年度の収支に収入超過を生じたときは、運営資金積立金に繰入れ、支出超過を生じたときは、運営資金積立金より補填する。

2 前項の場合を除く運営資金積立金の使用については、総会の同意を経て、これを行うことができる。

(予算)

第21条 本支部の毎会計年度の収支予算は、支部長・副支部長・会計の三役が編成し、前年度終了までに役員会の承認を得なければならない。

(決算)

第22条 本支部の毎会計年度の決算は、支部長・副支部長・会計の三役が作成し、会計監査の意見を付した上、役員会で確認し、インターネットを含む総会において承認を得なければならない。

(会計規約)

第23条 本会の会計に関するその他の事項については、別に規約をもってこれを定める。

第5章 雑則

(規約の変更)

第24条 本規約は、役員会の3分の2以上の同意を経なければ、これを変更することができない。

(規約の制定および改廃)

第25条 規約の制定および改廃は、最高意思決定機関である総会の決議をもってこれを行う。

附則

この規約は2011年3月8日制定・施行する。

2 この規約は2013年11月30日に一部改定し施行する。

3 この規約は2020年4月1日に一部改定し施行する。

東京都市大学校友会川崎支部運用内規

(内規の目的)

第1条 この内規は、本会の運営に関する必要事項を補助し、もって本会の円滑な運営を図ることを目的とする。

(会計規約の根拠)

第2条 この規約は、規則第23条に基づいて定めるものであって、支部の会計に関する事項については規則の定めによるほか、この規約の定めるところによる。

(会計規約の目的)

第3条 この規約は、本会の会計に関し、正確明瞭なる経理を行ない、本会の活動の計数管理を有効にするために必要な処理基準を示すものである。

(会計業務総括)

第4条 支部の会計に関する業務は、役員会が総括する。

(帳簿などの保存期間)

第5条 この規約に定める帳簿、伝票および証憑書類の保存期間は、次のとおりとする。

なお、期間が過ぎれば、廃棄することができる。

- 一 予算書類および決算書類 5年程度
- 二 会計帳簿 5年程度
- 三 会計伝票および証憑書類 5年程度

(会計報告)

第6条 本会の会計報告は、決算報告と半期報告とに区分する。

2 規則第23条に定める決算に関わる決算書は、支部長に報告の上役員会に公告する。

3 半期報告については、支部長に報告の上役員会に報告する。

(会計事務に関する細部事項)

第7条 会計事務に関する細部事項については、役員会がこれを定める。

(その他)

第8条 この規約に定めのない事項については、役員会の議を経て、インターネットを含む総会で定める。